

市民ふれあい塾

「どこでも機織で手織りを楽しむ」
く地ばた織りとわ織りの体験



生涯学習コーディネーターの会との協働により開催します。

日時 6月28日、7月5日・12日の土曜日 午後1時30分～3時30分
場所 中央公民館
内容 地ばた織りやわ織りのお話しや実習と帽子やバックなどの作品作り
講師 池邊尚子さん(公益財

文化財講座

「草花遺跡・草花古墳群 遺跡調査の成果」

日時 6月21日(土) 午後1時30分～3時
場所 中央公民館
内容 平成25年度、草花地域の都道拡幅に伴う発掘調査が終了しました。縄文時代の住居跡や出土した土器や石器など、この調査の成果について解説します。当日は、出土した遺物を一部展示公開します。
講師 鈴木啓介さん(財東京都埋蔵文化財センター調査研究員)

回法人日本手芸普及協会講師、あきる野市生涯学習人材バンク登録者)

対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 20人(抽選)
費用 1800円(3回分。材料費込み)
持ち物 はさみ、くし
申込み方法 6月13日(金)(消印有効)までに、往復はがきに「どこでも機織で手織りを楽しむ」、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送してください(返信用表面にも必ず返信先を記入)。
はがき1枚につき申込者2人申込み・問合せ 生涯学習サポート課生涯学習係(〒197-0814 二宮350、直通558・2438)

「浴衣の着付け教室」

浴衣を簡単に、きれいに着るコツを身に付けて、暑い夏を楽しみましょう。生涯学習コーディネーターの会との協働により開催します。



日時 6月30日(月) 午前10時～正午
場所 あきる野ルピア3階集会所
内容 楽しく、丁寧に、分りやすく着付けの指導を行います。また、お互いの着姿を鑑賞し合います。
講師 河邊尚子さん(ハクピ京都きもの学院伝統文化普及講師、あきる野市生涯学習人材バンク登録者)
対象 市内在住・在勤・在学の方
子どもの同伴も可
定員 15人(抽選)
費用 500円
持ち物 浴衣、帯(半巾帯)、帯板、だてまき、ひも3本、すそよけ(お持ちの方)
申込み方法 6月13日(金)(消印有効)までに、往復はがきに「浴衣の着付け教室」、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送してください(返信用表面にも必ず返信先を記入)。
はがき1枚につき申込者2人申込み・問合せ 生涯学習サポート課生涯学習係(〒197-0814 二宮350、直通558・2438)

インターネットの会との協働により開催します。

日時 6月30日(月) 午前10時～正午
場所 あきる野ルピア3階集会所
内容 楽しく、丁寧に、分りやすく着付けの指導を行います。また、お互いの着姿を鑑賞し合います。
講師 河邊尚子さん(ハクピ京都きもの学院伝統文化普及講師、あきる野市生涯学習人材バンク登録者)
対象 市内在住・在勤・在学の方
子どもの同伴も可
定員 15人(抽選)
費用 500円
持ち物 浴衣、帯(半巾帯)、帯板、だてまき、ひも3本、すそよけ(お持ちの方)
申込み方法 6月13日(金)(消印有効)までに、往復はがきに「浴衣の着付け教室」、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、郵送してください(返信用表面にも必ず返信先を記入)。
はがき1枚につき申込者2人申込み・問合せ 生涯学習サポート課生涯学習係(〒197-0814 二宮350、直通558・2438)



遺跡調査で発見された土偶

対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 60人(抽選)
費用 無料
申込み方法 6月11日(水)(消



電子申請サービス QRコード

公共下水道の使用区域が広がります

公共下水道を使用できる区域が7月1日(火)から広がり、草花・小和田の一部地域の方も新たに使用できるようになります。

下水道の使用開始区域の縦覧

7月1日からの下水道の使用開始に伴い、関係図書の縦覧を行います。

期間 6月16日(月)～30日(月)(土曜・日曜日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 管理課下水道係

下水道への接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域に住まいの方は、下水道への接続工事をお願いいたします。

公共下水道の工事が完了し、使用開始の告示がされると、対象区域の方は、私費で下水道への接続工事をするようになります。し尿浄化槽を使用の方は、できるだけ早く浄化槽を廃止し、くみ取り便所を使用の方は3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続してください。台所や風呂などの雑排水も接続してください。

期限を過ぎると、排水設備工事の助成制度は受けられなくなります。私たちの街や川を清潔にし、健康で快適な暮らしをしていたために多額の費用を投じて整備した公共下水道は、地域ぐるみで利用して、その目的が達成されます。1日も早く公共下水道への接続工事をお願いいたします。

助成制度をご利用ください

下水道が使用できる区域で一定の要件を備えている方に対し、融資のあつ旋・利子補給と補助金の助成制度があります。

助成の要件
使用開始された区域内の家屋でその所有者など

使用開始された日から3年以上に接続工事を行う方
市税や水道料金などを滞納していない方
使用開始された区域内で、家を新築する方や法人は、対象外です。

融資のあつ旋・利子補給
対象：融資金の償還能力があり、都内在住の確実な連帯保証人がいる方または金融機関の提携する保証機関の保証を得られる方
利子補給額
持ち家(収益を目的とした家屋を除く)で接続工事を行う方：50万円を限度に融資のあつ旋をし、この利子の4分の3を利子補給します。

貸家、アパートの接続工事を行う方：大抵器1個につき15万円(1.50万円を限度)の融資のあつ旋をし、この利子の2分の1を利子補給します。
融資取扱い金融機関 りそな銀行、多摩信用金庫、西武信用金庫、青梅信用金庫、秋川農業協同組合の市内の各支店
補助金
対象：生活扶助を受けている家屋の所有者が居住者全員が市民税の非課税者で、資金の

調達が困難と認められる家屋所有者
補助金額
生活扶助を受けている方：市長が認める接続工事費の全額
*居住者全員が市民税の非課税者で、資金の調達が困難と認められる方：市長が認める接続工事費の2分の1の額

申込み方法 接続工事をする前に、市指定の申請書に指定下水道工事店の見積書などを添付し、申請してください。
排水設備工事の申し込みは指定下水道工事店へ
トイレなど、汚水を流す排水設備は、皆さんが工事を指定下水道工事店に依頼し、設置する施設です。

この工事は、公共下水道に直結する適切な工事が必要です。このため、一定の技術水準をもつ市指定の下水道工事店でない工事ができません。
指定下水道工事店は、排水設備工事のほか、使用開始の届けや助成制度に必要な手続きも行いますのでご相談ください。指定下水道工事店をお探しの方は、お問い合わせください。

下水道には流さないで
公共下水道は、何でも流せるものではありません。

例えば、強い酸性の水を流すと下水管を壊し、他の汚水と混合すると有毒ガスが発生したり、油類を流すと下水管をつまらせたりしますので、下水道施設に悪影響を及ぼすものは流さないでください。
単体のデイスポーターは使用しないでください
生ごみを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す、単体のデイスポーターを使用すると、下水管に細かいごみが付着し、つまりませたり、悪臭を発生させたりしますので使用しないでください。

あらかじめ
設置できる排水設備
下水道が使用できない区域で家屋の新築・改築を予定している方は、「あらかじめ設置できる排水設備工事」の制度をご利用ください。
この制度は、将来、公共下水道に接続するときに、排水設備の基準(ます、管の大きさなど)に合わせて工事を行うものです。
この制度を利用し、使用できる区域となったときは、工事費用が節減できます。
この制度を利用する場合は、指定下水道工事店にご相談ください。

問合せ 管理課下水道係

市からの調査依頼を装った事業者にご注意を!

各家庭を訪問し「宅地内の下水道管の調査・点検にきました」「清掃しますか」などと、市と関連のあるかのような、紛らわしい言葉を使い、営業活動を行っている事業者がいます。市とは、一切関係ありませんので注意してください。

宅地内の下水管は個人の所有物なので、維持管理は個人で行うことになっています。依頼する意思がなければ、はっきりと断ることが大切です。

①草花



②小和田

